



# 令和3年第2回千葉市議会定例会議案

議案第59号乃至第73号

令和3年6月



令和3年第2回千葉市議会定例会議案  
目 次

議案 番号	議 案 件 名	頁
59	専決処分について(令和3年度千葉市病院事業会計補正予算(第1号)) (令和3年5月11日)	別冊
60	専決処分について(令和3年度千葉市一般会計補正予算(第3号))(令和3 年5月20日)	別冊
61	令和3年度千葉市一般会計補正予算(第4号)	別冊
62	令和3年度千葉市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
63	千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 について	1
64	千葉市新型コロナウイルス感染症対策条例等の一部改正について	4
65	千葉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について	6
66	千葉市旅館業法施行条例及び千葉市公衆浴場法施行条例の一部改正に ついて	8
67	心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について	15
68	千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基 準を定める条例等の一部改正について	17
69	千葉市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改 正について	28
70	千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部改正について	30
71	千葉市液状化対策推進委員会設置条例の廃止について	32
72	千葉市都市公園条例の一部改正について	33
73	工事請負契約について(幕張新都心拡大地区新駅駅前広場等整備工事(3 -1))	36

## 議案第 63 号

千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 4 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

## 千葉市条例第 号

千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（就業環境の整備）

第 7 条の 2 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第 7 条の 3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 8 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

##### （業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第7条の3の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

##### （感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の第17条第2項（第25条、第31条、第37条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。



## 議 案 説 明

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、感染症や災害発生時における対策の強化を図るほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第64号

千葉県新型コロナウイルス感染症対策条例等の一部改正について  
千葉県新型コロナウイルス感染症対策条例等の一部を改正する条例を  
次のとおり制定するものとする。

令和3年6月4日提出

千葉市長 神谷 俊一

## 千葉県条例第 号

千葉県新型コロナウイルス感染症対策条例等の一部を改正する条例

(千葉県新型コロナウイルス感染症対策条例の一部改正)

第1条 千葉県新型コロナウイルス感染症対策条例(令和2年千葉県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(千葉県職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第2条 千葉県職員の特殊勤務手当支給条例(昭和37年千葉県条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(千葉県国民健康保険条例の一部改正)

第3条 千葉県国民健康保険条例(昭和61年千葉県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第18項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染

症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 65 号

千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について  
千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 4 日提出

千葉市長 神谷 俊一

### 千葉県条例第 号

千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例  
千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 12 年千葉県条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第 2 項に見出しとして「（墓地等の基準に関する経過措置）」を付する。

附則第 3 項に見出しとして「（千葉県墓地等の経営の許可等に関する規則の廃止に伴う経過措置）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（墳墓 1 区画当たりの面積に係る基準に関する特例措置）

4 附則第 2 項、千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（平成 19 年千葉県条例第 39 号）附則第 2 項又は千葉県墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年千葉県条例第 25 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる墓地については、これらの規定にかかわらず、墳墓 1 区画当たりの面積に係る基準に適合することを要しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。





## 議 案 説 明

墳墓1区画当たりの最低面積基準が適用されている墓地について、当該基準を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 66 号

千葉県旅館業法施行条例及び千葉県公衆浴場法施行条例の一部改正について

千葉県旅館業法施行条例及び千葉県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 4 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

### 千葉市条例第 号

(千葉県旅館業法施行条例の一部改正)

第 1 条 千葉県旅館業法施行条例(平成 15 年千葉県条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(定義)

第 1 条の 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浴槽水 浴槽内の水及び湯をいう。
- (2) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (3) 上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (4) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (5) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

第 12 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 打たせ湯(主としてマッサージと同様の効果を期待して水又は湯を入浴者に当てる設備をいう。第 17 条第 12 号において同じ。)及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

第 12 条第 3 号を削り、同条第 4 号中「浴槽内の水及び湯(以下「浴槽水」という。)」を「浴槽水」に改め、同号に次のように加え、同号を同条第 3 号とする。

ウ 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。

第12条中第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 浴槽からあふれ出た水及び湯（以下「オーバーフロー水」という。）並びにオーバーフロー水を回収する槽（以下「回収槽」という。）の水及び湯を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、次のいずれかに該当するものであること。

ア 回収槽を設置して回収槽の水及び湯を浴用に供する場合 回収槽の清掃及び消毒を頻繁に行い、回収槽内の生物膜を除去するとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水及び湯を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。

イ 回収槽を設置せずにオーバーフロー水を浴用に供する場合 オーバーフロー水を回収する部分の清掃及び消毒を頻繁に行い、回収する部分の生物膜を除去すること。

第12条中第6号を削り、同条第7号中「浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯」を「原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯」を「原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水」に改め、同号を同条第7号とする。

第17条第7号中「、清潔な水及び湯を供給することができ、かつ」を削り、同条中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

第17条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) オーバーフロー水並びに回収槽の水及び湯を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、次のいずれかに該当するものであること。

ア 回収槽を設置して回収槽の水及び湯を浴用に供する場合 回収槽は地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水及び

湯を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。

イ 回収槽を設置せずにオーバーフロー水を浴用に供する場合  
オーバーフロー水を回収する部分は、地下埋設以外で清掃を容易に行える位置及び構造であること。

第19条中「第13号」を「第15号」に改める。

(千葉県公衆浴場法施行条例の一部改正)

第2条 千葉県公衆浴場法施行条例（平成24年千葉県条例第82号）  
の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般公衆浴場 同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。
- (2) その他の公衆浴場 一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。
- (3) 浴槽水 浴槽内の水及び湯をいう。
- (4) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- (5) 上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- (6) 原湯 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- (7) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

第4条中「基準は」を「施設設備に関する基準は」に改め、同条第11号中「、清潔な水及び湯（人の飲用に適する水及び湯をいう。第26号において同じ。）を供給でき、かつ」及び「それぞれ同数」を削り、同条中第19号から第33号までを削り、第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、同条第15号ウ中「第27号ア」を「次項第8号ア」に改め、同号を同条第

16号とし、同号の次に次の1号を加える。

(17) 打たせ湯（主としてマッサージと同様の効果を期待して水又は湯を入浴者に当てる設備をいう。次項第7号において同じ。）及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

第4条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 浴槽からあふれ出た水及び湯（以下「オーバーフロー水」という。）並びにオーバーフロー水を回収する槽（以下「回収槽」という。）の水及び湯を浴用に供する構造になっていないこと。ただし、これにより難しい場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。

ア 回収槽を設置して回収槽の水及び湯を浴用に供する場合 回収槽は地下埋設以外で清掃が容易に行える位置及び構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水及び湯を浴槽水とは別に消毒する設備を設けること。

イ 回収槽を設置せずにオーバーフロー水を浴用に供する場合 オーバーフロー水を回収する部分は、地下埋設以外で清掃を容易に行える位置及び構造であること。

第4条に次の1項を加える。

2 法第3条第2項に規定する浴場業を営む者が講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準のうち、一般公衆浴場に係る浴場業を営む者が講じなければならない衛生管理等に関する基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 脱衣室及び浴室は、換気を十分行うこと。
- (2) 浴場内の各場所は、十分な照度があること。
- (3) 脱衣室及び浴室は、脱衣及び入浴に支障のない温度を保つこと。
- (4) 入浴施設、便所等は、毎日清掃すること。ただし、循環ろ過器を設置する浴槽にあっては、浴槽水を換水する時に清掃すること。
- (5) 入浴施設、便所等は、毎月消毒すること。
- (6) 入浴施設、便所等は、ねずみ、衛生害虫等について適切な防除措置を講ずること。

- (7) 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。
- (8) 循環ろ過器を設置する浴槽は、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 循環ろ過器は、1週間に1回以上十分に逆洗を行うこと。この場合において、逆洗を行っても十分に当該循環ろ過器のろ材の汚れを排出させることができなくなったときは、当該ろ材を交換すること。
  - イ 循環ろ過器及び循環ろ過器と浴槽との間の配管に付着した生物膜は、1週間に1回以上適切な方法により除去すること。
  - ウ 浴槽水は、規則で定めるところにより消毒すること。
- (9) 浴槽水は、毎日換水すること。ただし、循環ろ過器を設置する浴槽の浴槽水にあつては、1週間に1回以上換水すること。
- (10) オーバーフロー水並びに回収槽の水及び湯を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあつては、次のいずれかに該当するものであること。
- ア 回収槽を設置して回収槽の水及び湯を浴用に供する場合 回収槽の清掃及び消毒を頻繁に行い、回収槽内の生物膜を除去するとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水及び湯を浴槽水とは別に塩素系薬剤等で消毒すること。
  - イ 回収槽を設置せずにオーバーフロー水を浴用に供する場合 オーバーフロー水を回収する部分の清掃及び消毒を頻繁に行い、回収する部分の生物膜を除去すること。
- (11) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水の水質は、規則で定める基準に適合していること。
- (12) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、規則で定めるところにより、水質検査を行い、その記録を3年間保存すること。
- (13) 入浴者に貸与するタオル、ヘアブラシ等は、新しいもの又は消毒したものとすること。
- (14) 屋外の浴槽にあつては、浴槽水から浮遊物質等を除去し、清潔に保つこと。

(15) 浴場の管理運営について、要領を作成し、当該要領に基づいて当該浴場の管理運営を行うとともに、当該浴場の管理運営に係る記録を作成し、その記録を3年間保存すること。

第5条第1項中「前条各号」を「前条」に、「基準は」を「施設設備に関する基準及び衛生管理等に関する基準は」に改め、同条第2項中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「第16号イ」を「第12号、第18号イ」に、「第17号ア」を「第19号ア」に改める。

第6条中「基準は」を「施設設備に関する基準及び衛生管理等に関する基準は」に改め、同条第7号中「第4条第5号」を「第4条第1項第5号」に、「第15号」を「第16号」に、「及び第20号から第32号まで」を「及び同条第2項第1号から第13号まで」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて旅館業を営んでいる者の当該許可に係る施設又は現に同項の規定による許可の申請がなされている当該許可の申請に係る施設については、第1条の規定による改正後の千葉市旅館業法施行条例第18条第9号の規定は、この条例の施行の日以後初めて当該構造設備を変更するまでの間は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に存する公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による許可を受けている公衆浴場又は現に同項の規定による許可の申請がなされている公衆浴場については、第2条の規定による改正後の千葉市公衆浴場法施行条例第4条第1項第14号の規定は、この条例の施行の日以後初めて当該構造設備を変更するまでの間は、適用しない。



## 議 案 説 明

レジオネラ症発生防止対策を強化するため、循環式浴槽における浴槽水の消毒に関する規定等を設けるため、条例の一部を改正しようとするものであります。



## 議案第 67 号

心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について  
心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 4 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

## 千葉市条例第 号

心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 48 年千葉市条例第  
29 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「社会保険各法」の次に「、高齢者の医療の確保に関  
する法律（昭和 57 年法律第 80 号）」を加え、同条第 2 項第 1 号中  
「社会保険各法」の次に「、高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、  
同項第 2 号中「第 5 項」を「第 4 項」に改め、同条第 4 項を削り、同条  
第 5 項中「第 3 項」を「前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中  
第 6 項を第 5 項とする。

第 5 条第 3 項中「前条第 5 項」を「前条第 4 項」とする。

### 附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第  
1 項及び第 2 項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 4 条（同条第 1 項及び同条第 2 項第 1 号  
を除く。）の規定は、令和 3 年 10 月 1 日以後の治療に係る医療費の  
助成について適用し、同日前の治療に係る医療費の助成については、  
なお従前の例による。



## 議 案 説 明

地方税法の一部改正を踏まえ、一部負担金に係る市民税所得割の算出方法を改めるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 68 号

千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 4 日提出

千葉県長 神 谷 俊 一

## 千葉県条例第 号

千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年千葉県条例第 68 号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第 16 章 多機能型に関する特例(第 201 条・第 202 条)」を  
「第 16 章 多機能型に関する特例(第 201 条・第 202 条) に  
第 17 章 雑則(第 203 条) 」

改める。

本則に次の 1 章を加える。

### 第 17 章 雑則

(電磁的記録等)

第 203 条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第 10 条第 1 項(第 43 条第 1 項及び第 2 項、第 43 条の 4、第 48 条第 1 項及び第 2 項、第

94条、第94条の5、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12並びに第193条の20において準用する場合を含む。）、第14条（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11並びに第200条の22において準用する場合を含む。）、第53条第1項、第103条第1項（第109条の4において準用する場合を含む。）、第197条の3第1項（第200条の11及び第200条の22において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（千葉県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 千葉県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第70号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3節 運営に関する基準（第10条—第60条）」を  
「第3節 運営に関する基準（第10条—第60条）  
第3章 雑則（第61条）」に  
改める。

本則に次の1章を加える。

### 第3章 雑則

（電磁的記録等）

第61条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項、第15条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 千葉県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第9章 多機能型に関する特例（第88条—第90条）」を  
「第9章 多機能型に関する特例（第88条—第90条）  
第10章 雑則（第91条）」に

改める。

本則に次の1章を加える。

#### 第10章 雑則

（電磁的記録等）

第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（千葉県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 千葉県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第72号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第22条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(千葉県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 千葉県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第73号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第18条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定

されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（千葉県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 千葉県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第45条の2）」を  
「第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第45条の2）」  
第3章 雑則（第46条） に

改める。

本則に次の1章を加える。

第3章 雑則

（電磁的記録等）

第46条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、



書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第86号）の一部を次のように改正する。

目次中「第111条」の次に「・第112条」を加える。

第80条第4項ただし書中「児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「第1項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改める。

第111条を第112条とし、第15章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第111条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識

することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。(千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第74号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第7章 多機能型事業所に関する特例(第89条—第91条)」を  
「第7章 多機能型事業所に関する特例(第89条—第91条) に  
第8章 雑則(第92条)」

改める。

第5条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第6条第7項中「及び」を「、」に改め、「第4項第1号」の次に「及び次項」を加える。

第72条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

本則に次の1章を加える。

#### 第8章 雑則

(電磁的記録等)

第92条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。)、第17条(第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人

の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 千葉県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第75号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3節 運営に関する基準（第54条—第57条）」を

「第3節 運営に関する基準（第54条—第57条）」

第4章 雑則（第58条）」

に

改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第58条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第57条において準用する

場合を含む。)、第14条第1項(第57条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))により行うことができる。

- 2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。))によることができる。

(千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(令和3年千葉県条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第14条中「基準該当放課後等デイサービス支援」を「基準該当放課後等デイサービス」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第7条中千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第80条第4項の改正規定、第8条中千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第5条第5項、第6条第7項及び第72条第5項の改正規定並びに第10条の規定は、公布の日から施行する。



## 議 案 説 明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、事業者における諸記録の作成等及び利用者等への説明等のうち書面で行うものについて、電磁的記録等による対応を認めることとするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 69 号

千葉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 4 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

## 千葉市条例第 号

千葉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年千葉市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（電磁的記録）

第 17 条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。



## 議 案 説 明

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、事業者における諸記録の作成等について、電磁的記録による対応を認めることとするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第70号

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年6月4日提出

千葉市長 神谷俊一

千葉市条例第 号

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第47号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を  
「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」に  
第6章 雑則（第49条）」

改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。





## 議 案 説 明

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、事業者における諸記録の作成等について、電磁的記録による対応を認めることとするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 71 号

千葉県液状化対策推進委員会設置条例の廃止について

千葉県液状化対策推進委員会設置条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 4 日提出

千葉市長 神 谷 俊 一

千葉県条例第 号

千葉県液状化対策推進委員会設置条例を廃止する条例

千葉県液状化対策推進委員会設置条例（平成 23 年千葉県条例第 35 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

液状化対策推進委員会を廃止するため、条例を廃止しようとする  
ものであります。

議案第 72 号

千葉県都市公園条例の一部改正について

千葉県都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 4 日提出

千葉市長 神谷 俊一

千葉市条例第 号

千葉県都市公園条例の一部を改正する条例

千葉県都市公園条例（昭和 34 年千葉県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「第 3 多目的グラウンド」の次に「、スケートパーク、第 4 駐車場及び第 7 条第 2 項に規定する市長が指定する区域のうち、令和 7 年 3 月 31 日までの間に新たに市長が指定する区域」を加える。

別表第 2 泉自然公園の項を削り、同表千葉県蘇我スポーツ公園の項を次のように改める。

千葉県蘇我スポーツ公園	蘇我球技場	千葉県蘇我球技場条例に定めるところによる。	千葉県蘇我球技場条例に定めるところによる。
	多目的広場	年末年始以外の日	午前 9 時から午後 9 時まで
	庭球場		
	第 1 多目的グラウンド		
	円形野球場		
	第 2 多目的グラウンド	午前 9 時から午後 5 時まで	
	第 3 多目的グラウンド	午前 9 時から午後 7 時まで	
	スケートパーク		
第 1 駐車場	午前 8 時 30 分		

	第2駐車場		から午後9時 30分まで
	第3駐車場		
	第4駐車場		

別表第3 千葉市蘇我スポーツ公園の項を次のように改める。

千葉市蘇我スポーツ公園	多目的広場
	庭球場
	第1多目的グラウンド
	第2多目的グラウンド
	円形野球場
	第3多目的グラウンド
	スケートパーク
	第1駐車場
	第2駐車場
	第3駐車場
	第4駐車場

別表第8中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

別表第9第18項第1号中「及び第3駐車場」を「、第3駐車場及び第4駐車場」に改め、同表に次の1項を加える。

#### 21 千葉市蘇我スポーツ公園スケートパーク

##### (1) 専用使用利用料金

区分	1日	1時間
アマチュアが使用するとき	15,000円	2,000円
アマチュア以外が使用するとき	30,000円	4,000円

備考 専用使用利用料金を適用する場合は、講習会若しくは競技会の開催で使用する場又は市長が別に定める場合に限る。

##### (2) 個人使用利用料金

区分	金額	
	4時間以内	1日
一般	200円	400円

小・中学生	100円	200円
-------	------	------

備考 1日とは、午前9時から午後7時までをいう。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定、別表第2 泉自然公園の項を削る改正規定及び別表第8の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第6項前段の規定による千葉市蘇我スポーツ公園のスケートパーク、第4駐車場及び第7条第2項に規定する市長が指定する区域のうち、令和7年3月31日までの間に新たに市長が指定する区域の指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

~~~~~

議 案 説 明

蘇我スポーツ公園にスケートパーク及び第4駐車場を設置するとともに、泉自然公園の講堂を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第73号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和3年6月4日提出

千葉市長 神谷 俊一

- 1 工事名称 幕張新都心拡大地区新駅駅前広場等整備工事（3-1）
- 2 施工場所 千葉市美浜区浜田2丁目地内外
- 3 工事概要（1）車道舗装工一式  
（2）歩道舗装工一式  
（3）排水構造物工一式  
（4）道路付属物工一式
- 4 契約方法 制限付一般競争入札
- 5 契約金額 404,813,200円
- 6 工期 契約締結日の翌日から令和5年2月28日まで
- 7 請負者 千葉市美浜区幸町1丁目18番9号  
丸善・泰明建設共同企業体  
代表者 千葉市美浜区幸町1丁目18番9号  
丸善建設株式会社  
代表取締役 並木 隆博  
千葉市中央区星久喜町886番地1  
泰明工業株式会社  
代表取締役 岡崎 匡洋



## 議 案 説 明

幕張新都心拡大地区新駅駅前広場等整備工事（3－1）を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。